

事業者選定の公示（建設工事）

東北大学（青葉山 1）未来情報産業研究館クリーンルーム整備事業について、これを実施する事業者（契約予定者）を選定するため、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 2 年 3 月 1 9 日

国立大学法人東北大学
理 事 植 木 俊 哉

1 事業概要

- (1) 事業名 東北大学（青葉山 1）未来情報産業研究館クリーンルーム整備事業
- (2) 事業内容
本事業は青葉山 1 団地構内において未来情報産業研究館（S 造 6 階地下 1 階建、延べ面積 6,627 m²）のクリーンルームの空調設備改修を行う整備事業である。クリーンルームの空調設備の改修に民間における高度な技術を活用するため、設計から施工までを包含して実施するものである。
- (3) 履行期限 令和 3 年 3 月 3 1 日
- (4) 本事業においては、事業実施者を選定するため、設計及び工事施工の観点から「技術提案」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、定められた条件の中で提案された技術評価が最も高い者を契約予定者とし、契約内容について確認合意後に事業実施者として決定する。
- (5) 本事業における工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年 法律第 1 0 4 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる。

2 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
 - ① 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 文部科学省における令和元・2 年度管工事に係る A 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 1 4 年 法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年 法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 文部科学省における令和元・2 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格について、「建築設備（設計・施工管理）」の認定を受けていること。
 - ④ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士

事務所の登録を行っていること。

- ⑤ 平成21年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・クリーンルームの空調設備の新設又は改修を施工した実績

- ⑥ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑦ 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、国立大学法人東北大学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 本件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(2) 事業者を選定するための評価基準

① 事業の実施方針

事業内容の理解度、設計及び施工の実施方針及び手法の妥当性、安全対策、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

② 課題についての提案

・提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

国立大学法人東北大学施設部計画課 契約・監理室 契約・監理係

電話 022-217-4946

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和2年3月19日から令和2年4月1日まで。「東北大学施設部HP」(<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu>) からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和2年4月1日 12時00分（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和2年4月27日 12時00分（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 納付。ただし履行保証保険を締結する場合等は免除

(3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書は、無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 選定事業者は本件の契約予定者となり、技術提案書の内容につき本学が改善等を求める事項について協議し合意を得た後に契約者となる。
- (6) 記4(5)の協議が整わない場合は、契約予定者の決定を取消し、次順位者を契約予定者としてすることがありうる。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 技術提案書のヒアリングを実施する。
- (10) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。
- (11) 記2(1)②及び③に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (12) 詳細は説明書による。